

消 防 予 第 342号
平成26年 8 月 20日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

有料老人ホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

8月14日未明、愛知県の有料老人ホームにおいて火災が発生しました。この火災においては、死傷者が発生する事態には至りませんでした。施設職員による初期消火・避難誘導がなされず、また、自動火災報知設備、誘導灯の未設置等の違反を消防機関が覚知していたにも関わらず、長期間適切な是正指導を実施していなかった状況等が確認されているところです。

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(6)項ハの有料老人ホーム等のうち、特に自力避難が困難な要介護者が入居する施設では、施設職員による初期消火・避難誘導が極めて重要であるとともに、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設においては、同様の火災時に重大な被害が発生するおそれがあることから、各消防機関においては、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村等に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局と連携し、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

特に、自動火災報知設備の未設置等の重大な消防法令違反を覚知しているにも関わらず、長期間適切な是正指導を実施してこなかったことにより、なおも改善されない施設がある場合には、再度適切な指導を徹底すること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において職員等による初期消火、避難誘導、通報等が確実になされる体制が

確保されているか確認すること。また、火災時には、少数の職員等により自力避難が困難な者の避難誘導等を行う必要があることを想定し、特に夜間における対応等に習熟するための訓練の実施について、積極的な指導を実施すること。

担当 消防庁予防課

企画調整係 千葉、桂川、安田

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533